

議案第 33 号

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年12月12日)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出
三 宅 町 長 森 田 浩 司

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年条例第20-1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号アを次のように改める

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

第4条第2号イを次のように改める

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約(以下「燃料供給契約」という。)である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

第8条を次のように改める

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員

会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第11条を次のように改める

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

三宅町議会及び三宅町長の選挙運動の費用負担に関する

改正後（案）		現行
第4条 は、しづ乗の他運送き分、該旅求に請動町出に一の車うる額件乗の自届約るそ動払げ金要般から客支う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外	第4条 は、しづ乗の他運送き分、該旅求に請動町出に一の車うる額件乗の自届約るそ動払げ金要般から客支う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外	第4条 は、しづ乗の他運送き分、該旅求に請動町出に一の車うる額件乗の自届約るそ動払げ金要般から客支う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外

ア 当該契約が選挙運動用自動車
の借入れ契約（以下「自動車借入
れ契約」という。）である場合に
当該選挙運動用自動車（同一の日
において自動車借入れ契約により
2台以上の選挙運動用自動車
が使用される場合には、当該候補
者が指定するいずれか1台の選挙
運動用自動車に限る。）のそれぞ
れに使用された各日についてその
使用に対し支払うべき金額（当該
金額が16,100円を超える場合に
は、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車
の燃料の供給に関する契約（以下
「燃料供給契約」という。）であ
る場合当該契約に基づき当該
選挙運動用自動車に供給した燃
料の代金（当該選挙運動用自動車
（これに代わり使用される他の選
挙運動用自動車を含む。）が既に
前条の届出に係る契約に基づき

ア 当該契約が選挙運動用自動車
の借入れ契約（以下「自動車借入
れ契約」という。）である場合に
当該選挙運動用自動車（同一の日
において自動車借入れ契約により
2台以上の選挙運動用自動車
が使用される場合には、当該候補
者が指定するいずれか1台の選挙
運動用自動車に限る。）のそれぞ
れに使用された各日についてその
使用に対し支払うべき金額（当該
金額が15,800円を超える場合に
は、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車
の燃料の供給に関する契約（以下
「燃料供給契約」という。）であ
る場合当該契約に基づき当該
選挙運動用自動車に供給した燃
料の代金（当該選挙運動用自動車
（これに代わり使用される他の選
挙運動用自動車を含む。）が既に
前条の届出に係る契約に基づき

供して、7,700円に当該燃料の代金と合算
しき第86条の4第1項、第2項、第
5項、第6項又は第8項の規定によ
る候補者の届出の日から日
当該選挙の号の契約が締結されて
数から前数を除いたまま乗じて
い得た金額であるところに、委員
金定めるところにより、当該候補
か認したものに限り、委員が確

ウ 略

第8条 町は、候補者（前条の規定に
よる届出に基づき作成の相手方
の契約に基ラの作成とする者に
であらうべき金額のうち、当該契
支払うべき作成された選挙運動
基の1枚当たりの作成単価（当該作
の単価が7円73銭を超える場合は、
7円73銭）に当該選挙運動用ビラの

供して、7,560円に当該燃料の代金と合算
しき第86条の4第1項、第2項、第
5項、第6項又は第8項の規定によ
る候補者の届出の日から日
当該選挙の号の契約が締結されて
数から前数を除いたまま乗じて
い得た金額であるところに、委員
金定めるところにより、当該候補
か認したものに限り、委員が確

ウ 略

第8条 町は、候補者（前条の規定に
よる届出に基づき作成の相手方
の契約に基ラの作成とする者に
であらうべき金額のうち、当該契
支払うべき作成された選挙運動
基の1枚当たりの作成単価（当該作
の単価が7円51銭を超える場合は、
7円51銭）に当該選挙運動用ビラの

作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内の定めるところにより、当該委員候補者かたの申請に基づき、当該候補者が確認したものに限り、当該委員が得た金額を、第6条後段において使用する件に該当する場合に限り、当該ビラに基き、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方で、あるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金

作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内の定めるところにより、当該委員候補者かたの申請に基づき、当該候補者が確認したものに限り、当該委員が得た金額を、第6条後段において使用する件に該当する場合に限り、当該ビラに基き、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方で、あるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

額（1円未満の端数は1円とす。）を超える場合には、その端数は1円とす。）を超えたる場合、当該選挙運動ポスターの作成枚数（当該候補者の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、乗じて得たる金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。）

（1円未満の端数は1円とす。）を超えたる場合には、その端数は1円とす。）を超えたる場合、当該選挙運動ポスターの作成枚数（当該候補者の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、乗じて得たる金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。）

